

市政トピックス

市議会4月臨時会開催のお知らせ

議会事務局 庶務係(内線501)

▼とき 4月16日(月) 午前10時開会

「女性悩みごと相談」の開設

協働推進課 協働人権係(内線333)

4月から、「女性悩みごと相談」を開設します。家庭・離婚・男女問題など、女性が直面するさまざまな悩みごとをお聴きし、解決のための応援をします。相談は無料で、秘密は堅く守られます。ひとりりで悩まず気軽に相談ください。

▼とき 毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(相談日が祝日にあたる場合はお休みに なります。)

▼相談予約 協働推進課までお問合せの上、お申込みください。当日予約も可能です。

安心・安全なまちを目指して

安心安全課 防犯交通係(内線361)

■春の交通安全運動(4月6日(金)～15日(日))

新年度を迎え、真新しいランドセルで登校する子どもや新社会人となっ

た若者が、不慣れな道での通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配されます。

また、歓送迎会や花見のシーズンであることから、決してあつてはならない飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

そこで、次のような重点項目をあげ、春の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

- 子どもと高齢者を交通事故から守ろう。
- 自転車の安全利用を進めよう。
- すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。
- 飲酒運転を根絶しよう。

■春の安全なまちづくり運動(4月1日(日)～10日(火))

市内では、平成23年中に自転車の盗難が200件発生しています。さらに、侵入盗や部品狙い、車上狙いなども多発しています。

そこで、市民の皆さんに防犯意識の向上を呼びかけるため、次のような重点項目をかね、春の安全なまちづくり運動を展開し、犯罪の防止を図ります。

- 自動車関連窃盗および自転車盗の防止。
- 住宅を対象とした侵入盗の防止。
- 振り込め詐欺の被害防止。
- 子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止。

知立市暴力団排除条例の施行

安心安全課 防犯交通係(内線361)

市議会3月定例会で「知立市暴力団排除条例」が議決され、4月1日から施行されます。

この条例では、暴力団について、「暴力団を利用しない」、「暴力団と交際しない」を基本理念として、市の責務、市民・事業者の責務、暴力団排除のための市の基本施策などを明らかにしています。

▼市の責務 市民および事業者の協力を得るとともに、県および推進センターと連携して、暴力団の排除に関する施策の実施、また、暴力団排除に有効な情報を知ったときは警察等に情報提供をする。

▼市民・事業者の責務 暴力団と認められる情報を知ったときは、市、警察等に情報提供をしていただく責務があります。

▼市の基本施策

○市が実施する公共工事その他市の事務または事業から暴力団を排除する措置を講じます。

○市が設置する公の施設が暴力団の活動に利用され、暴力団の利益にならないように、利用を許可しないなどの措置を講じます。

○市は、県および推進センター等と連携して暴力団排除の広報および啓発を行います。

「緑の募金」にご協力ください 4月1日～5月31日

市緑化推進協議会
(都市計画課内 内線413)

この募金は、「緑化推進強化月間」を定め、私たちが将来にわたって緑豊かで潤いのある生活を送れるよう、皆さんに協力していただくことを目的に行われます。

お寄せいただいた募金は、市内の公園等の植栽、緑化運動の啓発等や、市緑化推進協議会が母体となつて、家庭募金・街頭募金・職場募金等を展開してまいりますので、今年もご協力をお願いいたします。

昨年皆さんからお寄せいただいた募金158万1千899円は、花と緑のカレンダーの作製・配布、かきつばた苗の購入、花と緑の入門書(冊子)の配布に役立てられました。ご協力ありがとうございました。

また、花と緑のカレンダーに掲載する写真をひきつづき募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



**固定資産税の課税明細書
および納税通知書の発送**

税務課 資産税係（内線 135・136）

今年度は固定資産の評価替え年度にあたるため、課税明細書は5月上旬に発送する予定です。

この明細書は、平成24年1月1日現在に所有される資産のうち、市の固定資産課税台帳（土地・家屋）に登録されている土地・家屋を記載しています。平成24年度の税額は、この明細書の内容をもとに算出されます。

**知立市ボランティア・市民活動情報サイトが
リニューアルします！**

知立市ボランティア・市民活動情報サイトが、衣浦定住自立圏域（刈谷市・知立市・高浜市・東浦町）のボランティアや市民活動の情報が集まる『かりや衣浦つながるねット』として生まれかわります。各市町で活動する団体やボランティア情報が満載ですので、ぜひご利用ください。

【情報サイトリンク】

URL：http://tsunagaru.genki365.net/

【利用開始日】4月2日（月）開設

【問合せ】協働推進課 協働人権係（内線 334）

また、納税通知書は5月中旬に発送する予定です。なお、縦覧期間は5月31日までです。
平成24年度の各納期限は左表のとおりです。

固定資産税・都市計画税納期限	
第1期	5月31日
第2期	7月31日
第3期	12月25日
第4期	平成25年2月28日

**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
並びに固定資産課税台帳の閲覧**

税務課 資産税係（内線 135・136）

固定資産税の縦覧制度とは、市内にお持ちの土地や家屋にかかる固定資産税の納税者が、ご自身の固定資産と市内の他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。ただし、土地のみをお持ちの人は土地、家屋のみをお持ちの人は家屋のみの縦覧となります。

○縦覧

▼縦覧できるもの 土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格）

▼縦覧期間 4月2日（月）～5月31日（木）までの午前8時30分～午後5時15分

分（土・日曜日、祝日を除く）

▼縦覧場所 市役所税務課

▼縦覧できる人

- ① 市内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者
- ② 納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人（課税明細書が必要）
- ③ 納税者の委任を受けた代理人（委任状が必要）

▼持参するもの 運転免許証等本人であることを証明できるもの

○閲覧

▼閲覧できるもの 土地・家屋・償却資産課税台帳（課税標準額の閲覧は4月中旬からの予定です。）

▼閲覧期間 4月2日（月）からの午前8時30分～午後5時15分（ただし土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

▼閲覧場所 市役所税務課

▼閲覧できる人

- ① 市内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税義務者
- ② 納税義務者の委任を受けた代理人（委任状が必要）
- ③ 土地・家屋に対して賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限り）

を有する人は、当該権利の目的である固定資産の記載されている部分（賃貸借契約書等が必要）

④ 固定資産の処分をする権利を有する一定の人については、当該権利の目的である固定資産（当該権利

を有することがわかるものが必要）
▼持参するもの 運転免許証等本人であることを証明できるもの

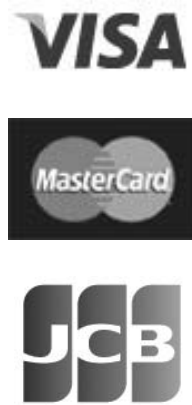
**クレジットカードによる納税にJCBカードが使える
ようになりました**

税務課 徴収係（内線 131）

平成21年度から市県民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税の納税についてクレジットカードによる納付ができるようになりましたが、利用できるカードはVISA、MASTERCARDの2種類に限定されてきました。

クレジットカードによる納税の促進のため、4月から新たにJCBカードも利用いただけるようになりました。これによりVISA、MASTERCARD、JCBの3種類のクレジットカードにより納税ができます。

クレジットカードによる納税を希望する場合は各納期の1か月前までに手続きが必要になります。認印とクレジットカード、申込者の身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参のうえ税務課へお越しください。



軽自動車税が減免されます

税務課 市民税係(内線137)

心身に障がいのある人(18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人)が所有しているオートバイ、軽自動車の税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。なお、自動車税の減免を受けている人は減免されません。

▼申請期限 5月24日(木)までに税務課へ

▼持参するもの

- ・身体障害者手帳等
- ・自動車検査証
- ・運転免許証(該当の車を運転する人のもの)
- ・印鑑



「小規模契約希望者登録制度」参加希望者は登録を

総務課 契約検査係(内線366)

市では、市内業者の受注機会の拡大を図るために、「小規模契約希望者登録制度」を実施しています。

小規模契約希望者登録制度とは、建設業の許可がないなどの理由により、競争入札参加資格申請ができない市内業者のうち、内容が輕易で履行の確保が容易であると認められる小規模契約(設計額50万円以下)の見積もりなどに参加する業者の皆さんを登録する制度です。

▼登録できる業種

- ・建設工事(建設業許可がない場合等)
- ・その他委託(役務の提供等)

▼登録資格

・市内に主たる事業所を有する法人または住民登録のある個人で、知立市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者。また、市税等を滞納していない者。ただし、希望する業種を履行するために必要な資格・許可は必要です。

▼受付場所

・市役所3階総務課契約検査係で随時受付。(市役所開庁時のみ)

▼提出書類

・市指定様式(市ホームページ・総務課契約検査係にあります。)

※詳細は、市ホームページをご覧ください。また、総務課契約検査係へお問い合わせください。



狂犬病予防注射を受けましょう

環境課 環境保全係(内線216)

狂犬病予防法により「犬の所有者は狂犬病の予防注射を毎年1回受けなければならぬ」と規定されています。犬を飼っている人は、お近くの動物病院か左記の会場で予防注射を受けてください。

▼登録手数料 3千円(新規登録)
▼注射手数料 3千300円

▼その他

- 釣り銭のないようにお願いします。
- はがきが送られてきた人は必ず「問診票」を記入してお持ちください。
- 登録対象は生後91日以上の犬です。
- 飼い主が制止できない場合は、注射できません。
- ふんは、飼い主の責任でお持ち帰りください。
- ※注意 実施会場の安全面・来場者の減少等の理由により、昨年実施した会場と異なる会場がありますので、実施会場をご確認の上、お越しください。

▶犬の登録・狂犬病予防集合注射会場

日程	時間	会場	住所
4/9(月)	13:10~13:30	西丘文化センター	西丘町西丘32-1
	13:50~14:10	福祉体育館	西町草刈10-5
	14:30~14:50	上重原町公民館	上重原町本郷38-1
4/11(水)	13:10~13:30	知立文化広場	八橋町井戸尻28-1
	13:50~14:10	牛田町公民館	牛田町西屋敷86-1
4/13(金)	13:10~13:30	谷田町第2公民館	谷田町北屋下26-1
	13:50~14:10	西中町第1公民館	西中町天神27-2
	14:40~15:00	保健センター	桜木町桜木11-2
4/17(火)	13:10~13:30	昭和グランド駐車場	昭和2丁目7
	13:50~14:10	八ツ田町公民館	八ツ田町2丁目6-1
	14:30~14:50	知立南中学校東側駐車場	八ツ田町山畔17-6
4/19(木)	13:10~13:30	商工会館	宝1丁目12-6
	13:50~14:10	猿渡公民館	上重原町小針118-6
	14:30~14:50	知立市役所	広見三丁目1

※市ホームページにも掲載しています。

消防団「春季特別警戒パトロール」

火災予防と放火等の犯罪を防止するため、市消防団による春の特別警戒パトロールを行います。

パトロール中は、消防ポンプ車のスピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

【実施期間】4月15日(日)～23日(月)

【実施時間】午後8時～10時

【実施場所】市内全域

▶ 問合せ 安心安全課 防災係(内線381)



違反は紙等の路上違反広告物除却を目的として、除却推進協力員の皆さんにご協力いただき、1年に2回程度電柱やガードレール等に貼られている違反は紙除却活動を行っています。

路上違反広告物除却推進協力員・協力団体を募集します

建築課 施設管理係(内線459)



- 八橋里線の八橋町東出口から八橋町西出口までの約280mと駒場牛田線の八橋町池下から衣浦豊田道路までの約440mの区間が開通します。
- これらの道路は広域的なアクセスの向上を図るため、市内外をつなぐ幹線道路として整備を進めています。
- ① 八橋里線(市道八橋来迎寺5号線)
 - ・ 供用開始日 4月2日(月)
 - ・ 幅員約18m 延長約280m
- ② 駒場牛田線(市道八橋牛田1号線)
 - ・ 供用開始日 4月9日(月)
 - ・ 幅員約18m 延長約440m

都市計画道路が開通します

都市計画課 都市企画係(内線412)

この活動に参加していただける皆さんを常時募集しています。詳細は建築課までお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

○ ホームページ
<http://www.city.chiryu.aichi.jp/0000002193.html>

駅前自転車駐車場の利用方法が変わります

駅前駐車管理事務所(☎8781)



4月1日から駐輪場の精算方法が、事前精算から事後精算へ変更となります。入庫の際は、センサーが自転車かバイクかを判別して駐車券を発行しゲートが開きます。

また、駐車場・駐輪場利用料の精算に電子マネー(manaca)が使用できるようになります。詳しくは、駅前駐車場の係員にお尋ねください。

緊急奨学金制度

教育庶務課 教育企画係(内線271)

主たる生計者が病気、死亡、失業等の事由で家計収入が激減し経済的に修学が困難になった高校生を対象に、緊急に資金を支給(月額9千円、返還不要)する緊急奨学金制度があります。

制度について詳しくは、教育庶務課へお尋ねいただくか市ホームページをご覧ください。審査等で、支給できないことがありますのであらかじめご了承ください。

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成のご案内

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。(4月1日～翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます。)

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100

○ご利用方法

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

▶ 問合せ 県後期高齢者医療広域連合 給付課(☎052-955-1205)

TEL 0566-83-1111(代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

新しい学習指導要領による教育がはじまります

— 小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から実施 —

▶ 問合せ 学校教育課 (内線279)

■新学習指導要領の理念は「生きる力」、それは、「知・徳・体のバランスのとれた力」のことで



■授業の時間数が増加します

- ・小学校1・2年生：週2時間の増加
 - ・小学校3～6年生：週1時間の増加
 - ・中学校1～3年生：週1時間の増加
- ※平成21年度から段階的に増やしてきました
 (下校時刻は23年度と同じです)

■学校で学ぶ内容が充実します

- 小学校での外国語(英語)活動の必修
 小学校5年生と6年生で週1時間の英語活動を行います。知立市では毎時間ALT(英語活動助手)を配置して英語のコミュニケーション能力の素地を養います。
- 中学校での武道(柔道)の必修
 市内の中学校は男女共に柔道を指導します。これまでも体育の授業で柔道を指導してきた実績に加え、外部講師を配置することで、さらなる安全確保に努めます。

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域の連携・協力をお願いします。

心肺蘇生法が新しくなりました

心肺蘇生法が新しく生まれ変わりました。新しい心肺蘇生法(ガイドライン2010)は、より質の高い胸骨圧迫の重要性が強調されています。

例えば人工呼吸より優先して胸骨圧迫から心肺蘇生法を開始することや、胸骨圧迫の深さやリズム等においての変更点が挙げられます。

なお、ガイドライン2010は、これまでの心肺蘇生法を否定するものではなく、よりよい心肺蘇生法を推奨しているものです。

また、これに伴い全国一斉に新しい応急手当講習会が開催されます。詳細は最寄の消防署までお問合せください。



会場	高浜消防署	刈谷消防署
講習会名	普通救命講習会Ⅰ	普通救命講習会Ⅲ (new)
開催日時	4月15日(日) 午前9時～正午	4月21日(土) 午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	4月5日(休)午前9時～ (☎52-1190) 救急係へ	4月5日(休)午前9時～ (☎23-1299) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤の人でいずれの会場でも受講できます。	
内容	普通救命講習会Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習会Ⅲ(new) 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置など(3時間コース・修了証を発行します) ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶ 問合せ 衣浦東部広域連合消防局消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>)